議案第１２号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成２７年２月２７日提出

加西市長　西　村　和　平

加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第16条第２項第１号から第３号までの規定中「災害」を「共済事故」に改め、同項第４号中「災害」を「被害」に改め、同条に次の３項を加える。

５　園芸施設共済に係る第70条の25第２項又は第３項の申出をした第70条の24第１項の園芸施設共済資格者は、第２項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書（撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出しなければならない。

６　園芸施設共済に係る第70条の25第２項又は第３項の申出をした第70条の24第１項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨をこの市に通知しなければならない。

７　前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額（規則第33条の27第２項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。）又は園芸施設復旧費用額（同条第３項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。）に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から１年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済資格者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞つた場合であつて、当該通知を１年以内にすることができないときは、当該１年を経過する前に市の承認を受けて、３年を限り、その期間を延長することができる。

第70条の22第２項各号列記以外の部分を次のように改める。

２　前項の規定による承諾は、第70条の24第１項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）のすべてについて同項の規定による申込み（第70条の25第２項又は第３項の規定による申出をする場合にあつては、当該申出を含む。）をしている場合でなければしないものとする。

第70条の25第２項中「申込」を「申込み」に、「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用額」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に

次の１項を加える。

３　園芸施設共済資格者は、第70条の22第１項の規定による申込みと同時に、この市に対し園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

第70条の27の２第１項第８号中「第１項及び第２項、第70条の25第４項」を「第１項、第２項及び第６項、第70条の25第５項」に改め、同項中第10号を第11号とし、第９号を第10号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法

第70条の32第１項及び第70条の33第３項中「第３項」を「第４項」に改める。

第70条の34第２項中「、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設撤去費用に相当する金額を加え」を削り、同条に次の２項を加える。

３　第70条の25第２項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第２項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

４　第70条の25第３項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前２項の規定にかかわらず、前２項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第３項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

第70条の37第２項第３号中「当該園芸施設共済の共済価額から前２号の金額を差し引いて得た金額」を「当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの」に改め、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

３　前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であつて、第16条第６項の規定による通知に際して、同条第７項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第１項の損害の額を算定するものとする。

第70条の37第４項を次のように改める。

４　前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第２項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて

得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第70条の37に次の３項を加える。

５　第２項又は第３項の規定にかかわらず、第16条第６項の規定による通知に際して、同条第７項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第２項又は第３項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第１項の損害の額を算定するものとする。

６　前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

７　第２項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることをこの市が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第１項の損害の額は、当該共済目的の価額によつて算定する。この場合における第３項及び第５項の規定の適用については、第３項中「前項」とあるのは「第７項」と、第５項中「第２項又は第３項」とあるのは「第３項又は第７項」とする。

第70条の39第１項第３号中「又は第２項」を「、第２項又は第６項」に改める。

附　則

この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行し、改正後の条例の規定は、平成27年４月１日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

（審議資料）

農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号）の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、園芸施設共済において、自然災害等により被災した園芸施設の撤去費用の補償対象範囲の拡大と新たに復旧費用の補償方式を導入しようとするもの。